# 災害等情報 (詳報)

鉱 種: 石灰石	鉱山の所在地: 岡山県					
災害等の種類: 坑外・墜落	発生日時: 平成29年3月16日(木) 16時55分頃	罹災者数	死	重	軽	計
			ı	1	ı	1

罹災者 年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、うち担当職経験年数: 39才、請負員、請負、勤続年数及び担当職経験年数:21年2ケ月

罹災程度:右足関節三果骨折、左手小指基節骨骨折(休業見込み:3ヶ月)

#### 【概要】

当日の罹災者の番割は、操作室での成品出荷業務であった。

14時半頃、運鉱No.5ベルトコンベア(機長 16.8m)のベルトコンベアのベルトの縦裂が生じたため、成品出荷の停止とベルト交換作業の応援を指示され、16時頃に終了した。

その後、罹災者は同僚2名と共に運鉱No. 5ベルトコンベア脇の落鉱処理及び スカートゴムの交換を指示され、16時過ぎから実施していた。

作業箇所 (落鉱処理) は運鉱No.5 ベルトコンベア歩廊 (エキスパンドメタル製)下で、歩廊にある資材搬入・侵入口 (480mm $\times 650$ mm) から約1.5 m下に降りた場所である。

終業の17時前になり、罹災者は一旦別ルートから歩廊に上がり、資材搬入・侵入口横を通り、近くの操作室から内線電話で翌日の作業段取り等を確認し、その後、作業現場に戻り、歩廊下で落鉱処理をしていた同僚2名に「作業終了」の声掛けをした際、資材搬入・侵入口を開けていたことを忘れ、歩廊上から墜落し罹災した。

罹災者は、資材搬入・侵入口が開いている状態を認識していたが、翌日の作業段 取り等の考え事をしていたため、墜落の瞬間は蓋が開いていることを失念していた。

#### 【原因】

- 1. 墜落防止措置の指示(昇降時以外は蓋を閉める等)が不十分であった。
- 2. 設備的に墜落防止措置がされていなかった。
  - ・資材搬入・侵入口については、墜落防止措置(蓋)は設置していたが、蓋を取り 外した後、開口部であることが一目で解るような着色がされていなかった。
  - ・資材搬入・侵入口開口部周辺に柵やロープ及び警標(開口部注意)の墜落防止の ための設備が用意されていなかった。
- 3. 危険意識が欠落していた。

### 【対策】

- 1. 災害現場の資材搬入・侵入口を閉鎖した。(蓋を溶接し開かないようにした。)
- 2. 作業手順(墜落災害防止マニュアル)の見直しを行い、新たに「開口部を使用しての作業((1)~(3)のとおり)」を追加し、作業者に周知を図った。

- (1)作業前に打ち合わせを実施し、開口部を開放することを共同作業者に周知する。
- (2) 開口部周辺をチェーン、バリアリール等で封鎖し、養生してから作業する。
- (3)作業終了後は確実に開口部を閉じる。
- 3. 「類似作業箇所(開口部)」の洗い出し及び対策を行い、対策結果を速やかに周知した。

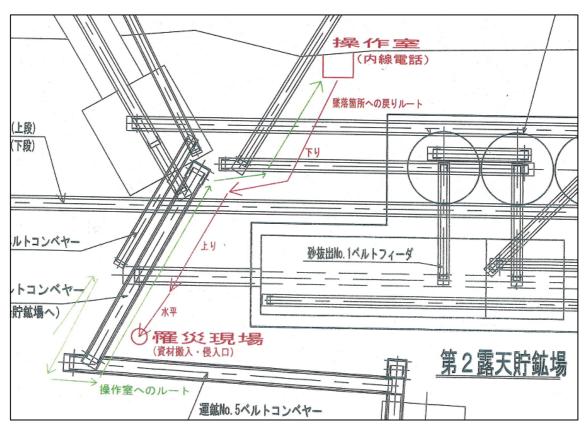
## 【参考情報等】

- ○墜落の恐れがあるところには、必要な保安設備を設けましょう。
- ○鉱山保安法令及び労働安全衛生法令における参考規定は以下のとおりです。
- <鉱山保安法令>
- ・機械、器具及び工作物に係る鉱業権者の義務(鉱山保安法施行規則第12条)
- ・共通の技術基準(鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第3条第1号)
- <労働安全衛生法令>
- ○開口部等における囲い、手すり、覆い等の設置(労働安全衛生法施行規則第519条)

## 【お問い合わせ先】

中国四国産業保安監督部 鉱山保安課 藤田、久保

電話番号 082-224-5755



現場付近図

別ル - ト(矢印): 罹災者が移動した経路



罹災状況①



罹災状況②



罹災状況③



罹災状況④